小田原市エネルギー計画の一部改定について

1 一部改定の背景

本市では、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例(以下「再エネ条例」という。)第7条に基づき、平成27年10月に小田原市エネルギー計画(以下「計画」という。)を策定しています。

本計画は、平成27年度(2015年度)から令和4年度(2022年度)までの8年間を対象期間とし、おだわらTRYプラン(第5次小田原市総合計画)の後期基本計画の見直し時期に合わせ、4年後に見直しを行うこととしています。

このたび、計画策定から4年が経過したことを受け、この間の国内外のエネルギーに関する潮流・社会情勢の変化、前期4年間の取組実績及び市内の再生可能エネルギーの導入状況を踏まえ、必要な見直しを行うものです。

2 一部改定の主な内容

(1) 新たな視点の追加

再生可能エネルギー導入量の高い目標の達成に向けては、これまでの取組の延長線だけではなく、エネルギー政策に係る国内外の潮流を踏まえた一足飛びのイノベーション創出、ビジネス主導の自立的な取組創出など、先進技術の積極的な活用が重要となります。

現在、目指すべき将来像を実現するために4つの視点(自然環境・生活環境の保全、 災害時のエネルギー源の確保、市民の力・地域の力の最大限発揮、地域経済への還元・ 創造)を定めていますが、再生可能エネルギーの導入加速化に向けて、新たな視点とし て「先進技術の活用とイノベーションの創出」を加え、5つの視点とします。

(2) エネルギー政策に係る国内外の動向の追記

新たな視点を追加するにあたり、背景となるエネルギー政策の国内外の動向等につき、追記することとします。

(3)長期目標に係る脱炭素化に向けた記載の追記

新たな視点を加えて実現を目指す長期目標、脱炭素社会に向け、2050年にCO₂排出量実質ゼロを目指す努力を追求することを記載し、目指すべき方向性を明確にします。

(4) リーディングプロジェクトの効果的な実施

追加する新たな視点を前提に、官民の役割分担のもと計画期間後期のリーディング プロジェクトを着実に実施していくことを明記します。

3 改定予定日

令和2年4月1日